

明治初年法令資料目録

松村 光希子

はじめに

明治新政府の発足以来、実に多くの法令が制定され施行をみてきたが、現在も毎年新たに200件内外の法律と、それに伴う政令、省令、規則等が1,500件近く発令されている。更に3,000件程度の法令が改廃されており、必要な法令を的確に見つけ出すことは容易ではない。近代的な法治国においては、容易に閲読が可能な法令集と適切な検索手段の提供を国の第一の仕事として推し進めることが通例となっている。

国立国会図書館では、国立国会図書館法第8条の規定に基づき、昭和24年以来、『日本法令索引〔現行法令編〕』を、毎年1回継続刊行している。これと並行して、我が国近代法制の全体像を明らかにするとともに、現行法令のより正確な把握に資することを目的に、明治維新以来の全法令の沿革索引の編纂事業に取り組んでいる。

明治初年以來発令されてきた、布告、布達、達等の法令形式は、明治18年12月内閣制が発足するや、憲法制定に対応するため、同19年2月24日勅令第一号公文式(26日公布)によって、法律、勅令、閣令、省令等に一新された。法令沿革索引の編纂においても、その第1期事業として、まず、明治19年2月の公文式施行から昭和56年9月までに廃止失効した法令を対象として『日本法令索引〔旧法令編〕』3冊を刊行した。それに引き続いて、現在、第2期事業として、慶応3年10月の大政奉還から明治19年2月までに発令された太政官布告等の沿革索引の編纂作業を行っている。

この編纂作業のより正確かつ緻密な遂行を図るため、「日本法令沿革索引審議会」を設置し、館外有識者の参加を得て編纂を進めている。また、具体的な作業にあたっては、浅古弘早稲田大学法学部教授の指導と援助を得ている。

現在進めている太政官布告等の沿革索引編纂作業は、当初、『法令全書』を中心に索引を作成することにしてしたが、審議会の諸委員から、『法令全書』には採録もれの法令等があるので、これだけでは不十分であるとの指摘があり、できる限り他の法令集など関連資料を調査し、『法令全書』に採録されていない法令をも採録することとなった。

『法令全書』が公的な法令集として、日本の法律学あるいは歴史学などの研究に資してきた大きさは計り知れないものがあり、今後もその重要性に変わりはないが、明治以降の法令すべてを網羅しているわけではない。例えば、「内閣職権」（明治18年12月22日無号達『公文類聚』）、「工場私下ヶ概則」（明治12年11月5日太政官達『公文類聚』）等重要な法令や、地租改正関係の法令の多くが採録されていないことがあり、また、参事院、元老院、地方官会議、開拓使、屯田事務局、内国勸業博覧会事務局、台湾蕃地事務局、皇居造営事務局等の機関が発令した法令は、『法令全書』には採録されていない。更に、法令制定後、直近で改正があった場合には、その改正文を読み込んで掲載している場合があることなども、その例である。

『法令全書』については、以上の事情があるので、なお調査すべき資料として、①編纂主体が国家機関であること、②編纂時期が法令発令から遠くないこと、③原本の編綴であること、等を基準に、107タイトル5,176冊を選び出した。このリストに基づいて、『法令全書』に採録されていない国の中央機関が発令した法令の調査を行い、21,874件の法令を採録した。『法令全書』から採録した法令23,815件と合わせて、45,689件（平成9年10月31日現在）の法令を採録したことになり、この作業により、明治太政官期の法令の全体像を漸く掴むことが可能になった。

本稿は、この時の調査対象とした資料を、若干取捨して解説を試みたものである。明治太政官期の法令資料を一覧できる書誌のない現在、本稿が、多少なりとも、今後の調査研究に資することができれば、と願っている。重要資料の欠落や間違い等、お気付きの点をご教示願えれば幸いです。

凡 例

1. 本目録は、慶応3年10月14日大政奉還から明治19年2月26日公文式施行までの間に制定公布された太政官布告・布達・達及び各省使の布達・達等を収録した法令集（資料）の目録である。
2. 資料の選択基準は、①編纂主体が国家機関であること、②編纂時期が法令発令から遠くないこと、③原本の編綴であるか、それに準じるものであること、である。
3. 収載の資料を、I 官報・日誌、II 編年体法令集、III 総合法令集・単行法令集、IV その他の記録史料、の4部に分けて解説を付した。
4. 記載の順序は、資料名、編者、出版地（東京は省略）、出版者、出版年、頁数又は冊数、大きさ、である。編者、出版地、出版者は創刊時で採り、その後の変遷は、適宜文中で紹介した。資料中に該当項目の記載が無いものは、省略した。
5. < >内は所蔵機関、所蔵機関における当該資料の請求番号及び合綴冊数である（各機関には請求番号の異なる同一資料が存在することがある）。機関の略称は、以下のとおり。

<公文>は国立公文書館（東京都千代田区北の丸公園3-2）

<最高裁図>は最高裁判所図書館（東京都千代田区隼町4-2）

<法務図>は法務図書館（東京都千代田区霞ヶ関1-1-1）

<国図>は国立国会図書館（東京都千代田区永田町1-10-1）

6. 請求番号の後に記載した合綴冊数は、各館が合綴製本して保存している現在の形態を示す。
7. 【 】内には、各資料に収録された法令の大体の年代と、収録された主な法令の種類（括弧内）、及び各資料の編纂の形態を記載した。
（事項）は事項別に編纂された法令資料であることを示す。
（編年）は編年体で編纂された法令資料であることを示す。
8. 資料は官省順に配列し、官省の配列は、明治18年12月現在の建制順に従った。
9. 原典の引用において、漢字の字体は、通行の字体に直し、適宜句読点を施した。

I. 官報・日誌

1. 官報 太政官文書局 明16- 29cm <国図 CZ-2-2>

【明治16～（布告 布達 達 告示）（編年）】

参議山県有朋の建議（『公文別録』自明治15年至16年太政官2収録）を受け、明治16年7月2日太政官文書局によって創刊された、法令の公布機能を有する日刊紙。

しかし、当初は「官省院庁ノ達並ニ告示ノ儀ハ官報ニ登載スルヲ以テ公式トシ」（明治16年5月22日太政官第23号達）とされ、布告、布達については公式の公布機能を持っていなかった。明治18年12月28日、「布告布達ノ儀自今官報ニ登載スルヲ以テ公式トシ別ニ配布セス」との太政官第23号布達が出るに及んで、名実共に法令の公布機能を持つに至る。

掲載事項は、布告、布達、達、告示以外に、詔勅、賞勲、叙任、官庁広告、行幸、行啓、観閲、参事院回答並審理、諸官庁何指令、軍艦出入、官吏転職出入等、雑事、公使領事報告、外国新聞抄訳、説明正誤、学芸教育ニ関スル事項、農工商業及山林ニ関スル事項、統計報告、気象報告、汽船出入、広告と多岐にわたっている。

明治期官報の「事項索引」は民間版も含めていまだに作られていない。

復刻版は『官報 明治篇 第1-19巻』（竜溪書舎 1984-1992 400冊 27cm <国図 CZ-2-14>）がある。

2. 太政官日誌 総裁局史官日誌司 京都 村上勤兵衛・井上治兵衛 慶4-明10 1178冊 21.5cm <国図 CZ-2-9, CZ-2-01e>

【慶応4～明治9（布告 布達 達）（編年）】

慶応4年2月、三職八局制の下で、総裁局史官日誌司によって創刊された、法令の周知と維新政府の広報とを目的とした不定期の逐次刊行物である。一般

に『官報』の先駆けといわれているが、法令の公式の公布機能は有していない。

「近来太政官ニテ日誌ヲ出版シ、広ク天下ニ御布告被遊候儀ハ、上下貴賤トナク、御政道筋ヲ敬承セシメ、一意ニ方嚮スル所ヲ知り、其条理上ヲ踐行セシメントノ御仁慮」（明治元年4月5日（仰）第217『法令全書』）と、被仰出に刊行目的が記されている。

内容は、布告、布達、達のほか、御沙汰、被仰出、定等の法令、叙任、辞令、職制。その他戊辰戦役の戦況動向など太政官政治全般にわたっている。

京都版のほか東京版があり、須原屋茂兵衛・和泉屋市兵衛が刊行している。東京版は、始めは京都版より少し小形で四六判（17.5cm）、慶応4年第41号からは京都版とほぼ同じ大きさ（21cm）となる。振仮名付である。〈国図CZ-2-01a〉また、国立公文書館には、初号から京都版と同じ大きさの、和泉屋市兵衛単独刊行の東京版がある。〈公文258-6, 165-175, 258-2〉

総裁局史官から、慶応4年閏4月議政官、明治2年5月行政官、同年7月大史、と所管が移り、その後、明治5年9月20日正院に印書局が新設され、印刷刊行共すべて同局が担当することとなった。また、刊行当初は和紙袋綴板本であったが、同5年10月13日第85号より、洋紙、活版印刷、大きさ19cmとなった。

慶応4年2月第1〔号〕を刊行、1号1冊で毎年号を改め、明治9年12月27日第90号（明治10年1月刊）まで刊行された。慶応4・明治元年178号、2年121号、3年70号、4年116号、5年108号、6年166号、7年177号、8年152号、9年90号、計1,178冊。

影印本は、『太政官日誌 第1-8巻』（石井良助編 東京堂 1980.3-1981.9 8冊 27cm〈国図CZ-2-13〉）がある。また、『維新日誌 [第一期] 巻1-10』（橋本博編 静岡郷土研究会 1932-1935 10冊 27cm〈国図210.61-H272i〉）、同複製版『維新日誌 第1-5巻』（名著刊行会 1966 5冊 22cm〈国図GB631-17〉）に翻刻収録されている。なお、国立国会図書館本をもとにした石井良助編は、須原屋茂兵衛・和泉屋市兵衛刊行の東京版の復刻である。

3. 元老院日誌 元老院庶務課 132冊 26.5cm〈公文 2A 31-7 誌180-311〉

【明治8~18（布告 布達 達 伺・指令）（編年）】

明治8年4月元老院の設立から明治18年12月閉院に至る期間の同院の業務日誌。公報として刊行されたものではなく、同院の記録文書として編綴されていたものである。日誌本文121冊は、各年、各月毎もしくは数月分を一括して編綴され、茶表紙に、「明治〇年元老院日誌 巻之〇 〇月」等と記された題簽が

付されている。本文は、版中央部に「日誌」、下部に「元老院」とある十三行青色罫紙を用いた墨書。内容は、元老院に係わる勅書、命令書、職制章程、条例、規則など、伺・指令、照会・回答など、元老院会議の簡単な記録、官員の進退黜陟、会計に関する記載などである。別に年毎に編綴された「目録」11冊がある。

影印本が『元老院日誌 国立公文書館蔵 第1-4巻』（大日方純夫、我部政男編 三一書房 1981-82 4冊 31cm〈国図 GB631-44〉）として刊行されている。

4. 外務省日誌 外務省 21冊 21cm 大和屋喜兵衛〈公文 165-193 合綴2冊〉

【明治3~4（達 辞令 往復書簡 職員録）（編年）】

明治初年の外務省の公報である。創刊年月、終刊年月不詳。『太政類典』に「外務省日誌ヲ出版ス」の項があり、「本文結末外務へ質候処左ノ通回答有之候事。御許可御達ニヤ記留ナシト雖辛未一ヵ年分ハ出版壬申ヨリハ廢止相成候事」（『太政類典』第1編第38巻3）とある。国立公文書館には、明治4年辛未第1号（正月元旦~10日）から同第21号（10月17日~29日）の所蔵がある。7号（4月1日~14日に該当する部分）は欠。和紙袋綴、木版、大和屋喜兵衛刊である。そのほか東京大学史料編纂所に明治3年正月2日1号から6号、東京都立中央図書館に3月11号が確認されている。内容は、達、辞令、職員録、各国大使・公使書簡、往復書簡目録等である。

5. 外務省月誌 外務省 12冊 26cm〈公文 165-197 合綴3冊〉

【明治5~6（布達 達 往復書簡 談判）（編年）】

『外務省日誌』廃刊後、これに代わるものとして編纂された。公刊はされず、「12部ヲ書写シ以テ正院及本省ノ要覧ニ備フル」（巻頭附書）とされた。内容は「毎月外交ノ事務其修ムル所ノ顛末ヲ抄略記載スルモノ」（巻頭附書）とされ、布達、達、大使・領事等往復書簡、各国公使ノ請求、談判等である。明治5年1~5号、明治6年6~12号（通号）がある。本文は外務省罫紙（26cm×18.5cm）を用い墨書。各号の始めに目録が付されている。

6. 内務省日誌 内務省 明治8-11 191冊 19cm〈公文 165-186 合綴14冊〉

【明治8~11（布達 達 伺・指令）（編年）】

明治6年11月10日設置（同年太政官第375号布告）された内務省により編纂刊行された公報である。内容は、内務省の布達、達及び各府県、警視庁等から

の伺とそれに対する内務省の指令などである。各号は、布達、達、指令の月日順に編纂されている。伺と指令は一体で掲載されるので伺は何日のところではなく指令日のところに掲載されている。

明治8年2月22日の内容で始まる8年第1号から、明治11年4月5日の内容で終る11年第10号まで、毎年、号を更新して合計191号が不定期に逐次刊行された。11年第10号の最終頁に、「内務省日誌明治十一年第十号休刊」とあり、また、明治11年6月1日内務省乙第46号達に「今般詮議之次第有之休刊候条此旨相達候事」とある。奥付がないので、発行日等詳細は不明である。裏表紙などに印刷所博聞社と印刷されているものがある。また、定価が付されているものもある。活版印刷、19×13cm、20頁前後の小冊子である。

復刻版は『明治初期内務省日誌』（国書刊行会 1975 2冊 19cm〈国図 AZ-333-10〉）がある。

索引は、『内務省日誌府県伺索引 明治8年』（東京府 明治10 102丁 20cm〈国図 YDM31071〉）、『内務省日誌府県伺索引 明治9年』（〔内務省〕 84p（以下欠） 21cm〈国図 YDM301610〉）、『内務省日誌指令索引 明治10年』（東京府 明治11 148p 18cm〈国図 YDM31070〉）がある。

7. 民部省日誌 民部省 須原屋茂兵衛・和泉屋市兵衛 明治4 4冊 21cm〈公文 166-9 合綴1冊〉

【明治4（官員派遣 褒賞）（編年）】

大蔵省から分離独立した翌年の明治4年1月から5月にかけて民部省が編纂刊行した逐次刊行物。民政を知らしめるための一種の広報である。第1号から4号まで刊行された。和紙、袋綴、木版、21×14.5cm、10丁内外の小冊子である。表紙左下に小さく定価壹匁五分と印字。奥付に官版、御用御書物所 須原屋茂兵衛、和泉屋市兵衛とある。第1号1～2月、第2号3～4月、第3号4月、第4号5月。

8. 租税寮改正局日報 租税寮改正局 明治5-8 111冊 19cm〈公文 2 A 35-5 記1395-1401 合綴7冊〉

【明治5～8（伺・指令 届 復命書 達）（編年）】

壬申地券が全国に発行された明治5年8月から、地租改正事業が終了した14年6月に至る期間に編纂刊行され、各府県、関係官省に頒布された地租改正事業に関する公報の一つである。この日報や、次掲の別報等の編纂刊行の目的は、「各府県地租改正従事官員之腹案ニ供」（明治7年5月31日大蔵省第54号達）し、全国一律の方針の徹底と目的の貫徹にあった。

『租税寮改正局日報』は、日報とはいっても日刊ではなく、6～7日間隔で

発行された不定期の逐次刊行物である。内容は、各府県及び事務局出張職員等からの改正事務局宛の伺大意とそれに対する指令、および『法令全書』等には掲載されない「租税寮改正局日報第何号達」と称される達等である。

明治5年に第1号（8月17日群馬県伺大意、右指令）から43号、9号追加、号外、43号追加、43号追加二（11月28日）まで計48号が刊行された。以下、明治6年に第1号（1月7日）から54号（12月25日）まで、これに1月20日号外、1月31日号外、2月20日号外を加えて計56号、明治7年に第1号（6年12月28日）から7号（10月3日）まで計7号が刊行されている。5年第1号から6年第17号までは、和紙、袋綴、木版刷、19×13cm、10丁内外の小冊子である。6年第18号から、大きさは同じだが、洋紙、銅版印刷になる。頁も増え、10丁内外から27丁にわたっている。6年第50、53、54号の各最終頁に、発売東京浅草瓦町、日報社と印刷されている。各府県に5部づつ配布（明治5年9月23日大蔵省無号達『法令全書』）されていたが、それ以外にも発売されたものもあったことがうかがえる。

翻刻版は、『明治初年地租改正基礎資料 上・中・下巻』（地租改正資料刊行会編 有斐閣 1953 3冊 22cm <343.43-Ti286m>）、同復刻版『明治初年地租改正基礎資料 上・中・下巻』（地租改正資料刊行会編 有斐閣 1988.9 3冊 22cm <AZ-366-E23>）の上巻に収載。法令索引と地名索引が付されている。また、『明治初年地租改正基礎資料 補巻』（福島正夫、丹羽邦男編 有斐閣 1988.9 22cm <AZ-366-E23>）、1972年に第1刷が出ているが、当館未収蔵）別冊に総索引がついている。

9. **租税寮改正局別報** 租税寮改正局 13冊 19cm <公文 2A 35-5 記 1402 合綴1冊>

【明治7～8（伺・指令 届 復命書 達）（編年）】

明治7年から、上記『日報』と並行して、『租税寮改正局別報』が編纂刊行されることになった。「各府県地租改正従事官員の腹案ニ供スル為メ右ニ関スル稟議指令其他枢要ノ条款逐次編纂改正局別報ト名ケ其時々租税寮ヨリ相渡候条此旨相達候事」（明治7年5月31日大蔵省第54号達）とあり、官員の執務に資するために編纂刊行頒布する旨が達されている。個々の伺・指令は異なるが、内容、体裁とも『日報』と全く同じである。第1号（7年2月25日）から第13号（8年4月10日）まで刊行された。

なお、国立公文書館の簿冊標題は「租税寮改正局日報第一号～第七号・別録第一号～第十三号」とあり、日報と別報を合綴したものである。

翻刻版は、前掲『明治初年地租改正基礎資料 上巻』に収載。

10. 地租改正事務局別報 地租改正事務局 180冊 19cm <公文 2A 35-5
記1403-1415 合綴13冊>

【明治8～14 (伺・指令 届 復命書 達 地租改正事務局議定) (編年)】

明治7年3月24日太政官第38号達によって内務大蔵両省間に地租改正事務局が設けられ、地租改正に関する一切の事務を管掌することとなり、『租税寮改正局別報』も『地租改正事務局別報』へと継承された。したがって、内容、体裁とも全く同じであるが、加えて、地租改正事務局官員の執務準則である地租改正事務局議定が新たに掲載されるようになった。

第1号(8年5月22日)から第180号(14年6月30日)まで刊行された。1号から7号までは通し頁で1から77丁までである。以後は独立した頁立となる。

翻刻版は、前掲『明治初年地租改正基礎資料 上・中・下巻』三巻にわたって収載されている。

11. 陸軍省日誌 陸軍省 明治5-16 644冊 20.5cm <公文 165-198 合綴85冊>

【明治5～15 (布告 布達 達 伺・指令 辞令) (編年)】

陸軍省設置(明治5年2月28日太政官第62号(布)『法令全書』)後まもなく編纂刊行された陸軍省の公報。明治初年に各省から出された日誌類の中では比較的長い期間にわたって刊行されたものの一つである。

内容は、陸軍省に係わる太政官の布告、布達、達、指令。陸軍省の布達、達。陸軍省への伺とそれに対する指令。辞令等である。

壬申2月27日の内容で始まる明治5年第1号の刊行年月日の詳細は、明らかではない。しかし5年5月28日、陸軍省より「当省日誌刊行仕度別冊相添此段伺候也」との伺が太政官に出され、それに対して、5月30日「伺之通」との指令(『太政類典』第2編第39巻27)が出ているので、その近辺の発刊であることは間違いないと思われる。明治15年34号(追加1,2号)が最終号で、内容は15年12月23～31日のものである。最終号の刊行年月日も不明であるが、『元老院日誌』(明治16年巻之6第754号)によれば、16年6月16日陸軍卿官房長より「当省日誌刊行ノ儀本月限り廃止」の通牒があったとの記述がある。

明治5年第7号までは、末尾に御用御書物師北島茂兵衛との印字がある。木版、袋綴、半紙本であった。8号より鉛活字。毎年号を改め、5年36号、6年64号、7年104号、8年83号、9年56号、10年38号、11年39号および追加5回、12年40号および追加7回、13年47号および追加11回、14年42号および追加14回、15年34号および追加24回、以上が刊行されている。

影印本に『近代史史料陸軍省日誌 第1-10巻』(朝倉治彦編 東京堂出版

1988.5-1989.4 10冊 27cm〈国図 AZ-663-E4〉がある。

12. **海軍省日誌** 海軍省 明治9-16 186冊 18.8cm 〈公文 165-199 合綴18冊〉

【明治9~15 (布達 達 伺・指令 届 辞令) (編年)】

明治9年より海軍省が編纂刊行した公報である。明治初年の日誌類には珍しく、第1号の始めに凡例がついており、貴重である。それによると、法令種別を以下のように分類して掲載している。御達書 (正院より海軍省宛の達), 御沙汰書 (正院よりの勅奏官員, 黜陟, 出張在勤等の辞令), 海軍省甲布達 (全国宛)・乙達 (府県宛), 丙達 (所轄各庁宛), 達書 (海軍省よりの辞令), 伺・届書 (海軍省より正院宛), 伺・届 (各府県, 所轄庁より海軍省宛), 各所轄庁達・申渡。

9年第1号は、9月1日の内容で始まり、最終号は15年第36号で、12月31日の内容で終わっている。9年は12号まで、10年以降は毎年36号刊行されている。旬刊。国立公文書館蔵本は、明治14年13号~16号 (5月1日~6月10日分) が欠けている。14年には附録が1号ある。実際の刊行年月日の詳細は不明。その廃止については、『元老院日誌』(明治16年巻之2第211号)に、16年2月22日「海軍省日誌自今廃止ノ儀海軍省通牒」との記述がある。洋紙, 活字印刷。

影印本に、『海軍省日誌』(竜溪書舎 1989.4 4冊 27cm〈国図 AZ-664-E28〉)がある。

13. **文部省日誌** 文部省記録課 出雲寺萬次郎 明治5-15 192冊 21.5cm 〈公文 166-8 合綴25冊〉

【明治5~15 (達, 通牒, 伺・指令, 照会・回答) (編年)】

各府県の学務行政上の執務参考資料として刊行された, 不定期の逐次刊行物である。

明治5年8月に創刊され, 翌6年3月に休刊。同11年1月に復刊され, 15年12月まで刊行された。発刊当初の出雲寺萬次郎版は半紙袋綴, 木版印刷で6丁前後の小誌であった。後に活版印刷になる。

内容は各府県宛の達, 内訓, 通牒, 通達, 各府県の伺, 照会に対する指令, 回答等である。その他布告の写などもある。

検索ツールに, 国立教育研究所教育史料調査室編『文部省日誌総目録』(同研究所 教育史料目録I (当館未所蔵))がある。

復刻版は『文部省日誌 1-25』(日本史籍協会編 東京大学出版会 1985.5-1987.5 25冊 22cm〈国図 FB14-325〉), 『明治前期教育史料集成』(雄松堂フィルム出版 1965.6 60リール 35mm〈国図 YD-217〉), 『文部省日誌

複製版 明治前期文部省刊行誌集成 1-5』(歴史文献 5冊〈国図 Z7-1424〉)がある。歴史文献刊行のものには、別巻として、解題・目次・索引一覧(佐藤秀夫著)がある。

14. 司法省日誌 司法省 福田兵四郎・辻金太郎 明治6-9 497冊 22cm
〈公文 166-1 合綴27冊〉

【明治6~9 (伺・指令 裁判所申渡 届 布達 達 辞令) (編年)】

明治6年1月、司法省記録課の編纂により創刊された不定期の逐次刊行物。国民への広報と法務担当官吏の執務に資することを目的に刊行された。明治5年11月26日付太政官宛の司法省届に「今般当省於テ日誌ヲ編輯シ凡聴衆断獄事務並諸府県ヨリ伺出ニ付指揮ノ類其他衆人ノ觀覽ヲ経テ補益アルモノニシテ機密ニ涉ラサル分ハ一切鐫刻シ来ル明治六年一月四日ヨリ公布致シ候此段御届申進候也」(『太政類典』第2編第39卷9)とある。明治9年10月に廃刊された(明治9年10月26日司法省第72号達)。

内容は、各府県・裁判所からの伺と届、伺に対する司法省の指令、裁判所の申渡、司法省布達・達、辞令などである。布達、達は『太政官日誌』に掲載されたものは省略される(『司法省日誌』明治7年第1号)。各冊は指令日、申渡日、発令日の日付順に収録されている。伺とそれに対する指令は一体として扱われるので、伺は指令日の所に収録されている。

7年分には、索引が付いており『明治七年司法省日誌索引第一』は刑事部、『同第二』は職制、『同第三』は民事部の3冊である。

6年1、2月は、福田兵四郎・辻金太郎刊、22cm、活字印刷である。改定律例発布により、7月から新たに号を起こし、後1号として刊行した。御用発兌所日新真事誌局、売捌所福田兵四郎・辻金太郎、18.2cm、となる。70号から御用発兌所新製活版所天野芳次郎となり、大きさも22cmとなる。7年から御用発兌所須原鉄二になる。1冊の頁は16頁から26頁である。

復刻版は『司法省日誌 1-20』(日本史籍協会編 東京大学出版会 1983.9-1985.4 20冊 22cm〈国図 AZ-771-67〉)があり、13巻が上記7年の索引に該当する。

15. 開拓使日誌 開拓使 103冊 22cm 〈公文 166-15 合綴13冊〉

【明治2~10 (達 伺・指令 上申 届) (編年)】

開拓使の公報。明治2年から10年まで刊行されている。内容は布達甲、布達乙、達書、本支庁屯田事務局等の伺と、それに対する指令、本支庁等の上申、届等が中心をなしている。

2年は1~5号、補遺上・中・下(2年9月から4年7月までを節録)、4年

1～4号, 5年5～15号, 6年16～23号, 7年24～30号, 8年1～23号, 9年1～21号, 10年1～21号まで刊行されている。2年1～5号には奥付が付され, 官版御用, 御書物所, 東京, 播磨屋喜右衛門。御彫刻師, 東京, 木村屋嘉平とある。和紙, 袋綴, 木版。補遺から活字印刷。

復刻版は、『開拓使日誌』(日本史籍協会編 東京大学出版会 1987 6冊 22cm <国図 DD36-E2>)がある。

なお, 国立公文書館の目録上の誌名は「開拓史日誌」となっている。

II. 編年体法令集

16. 法令全書 慶応3-明治17 内閣官報局 博聞社 明治19.3-24.3 17冊 21cm <国図 CZ-4-1>

【慶応3～明治17 (詔勅 布告 布達 達 告示) (編年)】

『法令全書』は, 最初, 太政官文書局が『官報』に掲載された法令を月毎に法令種別月日順に編纂した逐次刊行物であり, 明治18年9月に創刊, 博聞社より刊行された。事業は, 後身である内閣官報局に引き継がれ, 現在も引き続き財務省印刷局より刊行されている。

また, これとは別に, 明治19年3月, 「一大完全ノ法律, 規則書ヲ編成スルニ至ル」(太政官文書局稟議, 『公文録』2A-10-公3683収録)べく, 内閣官報局は, 「慶応三年十月十五日(十月十四日幕府大政返上)ニ起シ明治十七年十二月(十八年一月法令全書創刊ノ前月)ニ迄ル其間発布ノ法令」(『法令全書』編纂例)の遡及編纂に着手し, 年別の編年体法令集17巻を明治24年3月に完成させた。収集, 掲載された法令は21,829件, 条約及び指令466件とされている(「イロハ別索引」叙言)。本文は, 発令者毎に分けられ, 法令種別, 月日順に編纂され, 各年の巻首には発令者毎の法令種別, 月日順の目録がある。本文と目録の欄外に, 改廃経過や参照法令等の頭注が付されている。この期間の法令の「イロハ別索引」の編纂は, 明治24年4月に開始され26年3月に完成, 博聞社より刊行された。『法令全書』及び索引の編纂の事情は, 明治25年11月内閣官報局長高橋健三の誌した「イロハ別索引」の叙言に簡潔にまとめられている。

遡及編纂されたこの期間のもの復刻版として, 『法令全書 第1-17巻, 別巻』(原書房 1974-76 30冊 22cm <国図 CZ-4-8>)が刊行されている。原書の誤植部分を, 新しい活字で訂正し印刷しているので, 原書とは異なる記載箇所がある。

17. 布告全書 明治4-16 太政官外史 北畠茂兵衛・村上勤兵衛・山中市兵

衛 88冊 18.1cm <公文 ヽ320-364A 合綴77冊>

【慶応3～明治18 (布告) (編年)】

太政官外史により編纂刊行が始められた編年体の法令集である。太政官布告を月単位(11年以降は年単位)に編集して逐次刊行したもので、明治4年第1冊(正月2日)で始まり、16年で終わっている。各号は発令月日、法令番号順に配列され、巻首に月日順の標題の目録がついている。『法令全書』では省略されることが多い別紙や別冊も全文掲載されている。

この時期、『布告全書』のほかに、各省の布達全書、達全書なども刊行され始めるのであるが、その編纂に至る詳細はいずれも不明である。しかし、12年3月太政官書記局記録部事務分掌規程において、判任官第二席が「太政類典、布告全書、達全書、職官表ヲ編纂スルコトヲ掌ル」とされ、全書編纂業務が公務であったこと、また『法令全書』刊行に至り、これら各省の全書が概ね終刊されたこと等から推測して、これらの全書は、『法令全書』の先駆けとも言うべき役割を負っていたものと思われる。

明治4年から7年まで、外史編纂。8年から記録課編纂。7年から8年5月まで『太政官布告書』、8年6月から13年迄『太政官布告全書』、14年からは『太政官布告布達全書』と表記されている。9、10年は発行所博聞本社。11年以降奥付の印字なし。8年5月まで、和紙、袋綴、木版、18.1×12.2cm。8年6月から、洋紙、活版、18.6×13.5cm。4年第1～第12冊、5年第1～第11冊(第11冊は上、中、下あり)、6年第1～第12冊(第12冊は上、中、下あり)、7年第1～第12冊、8年第1～第12冊、9年第1～第12冊、10年第1～第7冊、11年からは、各1冊。刊行年はいずれも不詳。

明治6年6月28日、「布告全書印書局ニテ刷印」(『太政類典』第2編第5巻78)と、一旦印書局での印刷刊行を定めたが、明治7年3月18日、「未夕機械備付十分出来兼候際」、引き続き、「山中市兵衛外二名へ布告全書出版ヲ許ス」(同書第2編第5巻58)とされた。その後、書肆村上勘兵衛より「板刻方被差免度一昨九年中願出」があり、印刷の滞った明治8年6月より12月までの分を官費で印刷した上、以後活版印刷の博聞社へ回している(同書第3編第1巻43)。

なお、国立公文書館の簿冊には、丁卯12月から庚午12月までの12冊と、17年1冊、18年1冊が補配されている。丁卯(慶応3年)12月から庚午(明治3年)12月までの12冊は、太政官記録課八行青色罫紙、墨書。本文上欄に出典が朱書されている。「正院記録之印」の押印あり。刊行されたものではない。また17、18年の各1冊は、布告書を合綴したもので、全書として刊行したものではない。

18. 太政官達書 明治7-16 太政官外史 北畠茂兵衛・村上勘兵衛・山中市兵衛 52冊 18~19cm <公文 ヽ320-357B 合綴19冊>

【明治7~16 (布告 達) (編年)】

太政官達を収録した編年体の法令集である。太政官外史(8年以降は記録課)の編纂により、明治7年から16年に至るものが刊行されている。

巻首に標題と該当頁だけの目録がある。本文が月日順番号順に掲載されているのは、前記『布告全書』と全く同じである。『法令全書』等では省略されている別紙、別冊も全文掲載されている。

明治7年1月から8年3月までは、『太政官達書』、8年4、5月は『太政官布告書 太政官達書』、8年6月からは『太政官達全書』となっている。7年~8年5月まで和紙、袋綴、木版、18×12.2cm。8年6月以降は洋紙、活版、19.5×13.5cm。7年第1~第12月、8年第1~第12冊、9年第1~第12、10年第1~第8(第5は5・6月、第6は7・8月、第7は8・9・10月、第8は11・12月)、11年から15年まで各年1冊、16年第1~第3(第1は1~6月、第2は7~9月、第3は10~12月)が刊行されている。

なお、国立公文書館の簿冊は、17、18年には太政官布達書を合綴して補配している。和紙、袋綴、20×15.3cm。

19. 内務省布達全書 明治7-13 内務省 有隣堂穴山篤太郎 21冊 19.5cm <公文 ヽ320-388A 合綴20冊>

【明治7~18 (布達 達) (編年)】

内務省によって編纂された、内務省布達、達の編年体法令集である。明治7年から16年のものが逐次刊行された。刊行年月日は不詳である。

内務省甲布達、乙達、丙達が月日順番号順に掲載されている。巻首に簡略な分類目録が付されている。分類の中は標題が月日順番号順に配列されている。本文は、月日順番号順に配列され、法令番号、その下に月日と宛先、次行に法令本文と続く。標題は付いていない。欄外の法令番号の上部に目録の分類の始めの一文字が記載されている。

7年奥付なし、但し表紙見返しに「内務省許発兌」の朱印がある。8、9、12、13年分には、「印刷発売 有隣堂穴山篤太郎」とあり、10、11年分は「東京 博聞本社」とある。10年上は11年6月出版、11年上は11年12月出版、13年下は14年8月18日出版。7年1冊、8年1冊、9~13年は、各年とも上下2冊が刊行されている。

14年以降の公文書館の簿冊は補配されたもので、14、15、16年は達書、告示書(和紙袋綴、活版、26.5×18.5cm)の合綴、17、18年は太政官十三行朱色罫紙に墨書したものの合綴で、刊行されたものではない。

20. 大蔵省布達全書 明治元-4 大蔵省記録局 明治14.5 1036p 20.4cm
〈国図 CZ-361-06〉

【明治元～4 (布達 達) (編年)】

大蔵省記録局によって編纂された、明治元年から4年に至る大蔵省の布達、達の編年体法令集である。次掲21の『大蔵省布達全書』が刊行された後に遡及編纂され、別に出版されたもので、版も大きく20.4×14cmである。

巻首に分類目録がある。租税、蚕糸、船舶等28の分類があり、各分類内は、法令の標題を月日順に配列してある。本文は、各法令に一連の通し番号を付けて年月日順に掲載している。

21. 大蔵省布達全書 明治4-16 大蔵省 13冊 19.5cm 〈公文 343-103〉

【明治4～18 (布達 達) (編年)】

大蔵省によって編纂刊行された、明治4年から16年6月に至る大蔵省の布達、達の編年体法令集。

巻首に分類目録を付す。本文は、番号、その下に月日、宛先を記載し、次に法令本文と続く。標題は付いていない。法令番号の欄外上部に分類の始めの一文字、租、蚕、船等が記載されている。

巻首の分類目録は6年までで終り、7、8年は本省、各寮別の目録になり、9年以降は甲号之部、乙号之部、番外之部に分けた目録に変わった。法令本文の欄外上部に付された分類の一文字は変わらず記載されている。

明治4～16年各1冊 計13冊。8～13、15～16年は各翌年の9～14、16～17年に刊行されている。頒布されていた模様で、9、10、11、12年にそれぞれ定価壹円七拾銭、壹円貳拾銭、貳円三拾銭、三円の朱印がある。

なお、国立公文書館の簿冊は、16年7月～17年12月と18年の2冊を達書や太政官野紙に墨書したものを合綴して補配している。

22. 陸軍省達全書 明治7-18 陸軍省 57冊 21cm 〈公文 187-412 合綴 15冊〉

【明治7～18 (達 告示 通牒) (編年)】

陸軍省が編纂刊行した、明治7年から18年に至る陸軍省達の編年体法令集。達、告示の外、附録に通牒を掲載している。「瑣末ノ事項ハ皆之ヲ删除」し「諸条例別ニ一部ヲ為シ印行セルモノハ復附載セス」と凡例にある。

巻首に月日順に配列された標題だけの目録がある。本文は「年月日ヲ標本トシ其順序ニ従ヒ逐次蒐録」(凡例)している。

1号から57号まで通号で刊行された。7年1～2号、8年3～4号、9年5

～6号, 10年7～8号, 11年9～10号, 12年11～12号, 13年13～14号, 14年15～25号, 15年26～37号, 16年38～49号, 17年50～56号, 18年57号。1～14号まで洋紙, 活版, 21×15cm。15～55号まで和紙, 袋綴, 活版, 18.5×12cm。56, 57号は洋紙, 活版, 20.8×15cm。刊行年月日不詳。

23. 海軍省布達全書 明治5-11 海軍省 12冊 20.2cm <公文 ㊦391-65 B>

【明治5～18 (布達 達) (編年)】

海軍省が編纂刊行した海軍省達の編年体法令集である。明治5年から11年までが刊行されている。12～18年の国立公文書館の簿冊は、「海軍省達全書」と墨で直書した表紙を付け、達書を合綴し補配したものである。

巻首に目次がある。始めは、月日と標題だけであったが5年4月から法令の番号も付すようになった。本文は番号の下に月日、次行に法令本文と続き、標題は付いていない。5～6年版の最後に、附録として4年7月から5年2月までの兵部省海軍掛布達が掲載されている。

5～6年1冊, 7～8年1冊, 9年, 10年, 11年各1冊が刊行されている。12年以降は各年毎に達書を合綴。5年～11年は洋紙, 活版, 20×13.5cm。刊行年月日不詳。

24. 文部省布達全書 明治4-18 文部省 11冊 18.5cm <国図 CZ-611-07>

【明治4～18 (布達 達 告示) (編年)】

文部省が編纂刊行した文部省布達, 達, 告示の編年体法令集である。明治4年から18年までが刊行されている。

スタイルは他の全書と全く同じで、巻首に番号と標題の目次がある。本文は、年月日の順に配列され、番号の下に月日、次行に法令本文と続き標題は付いていない。

4～5年が1冊, 6年, 7年, 8年が各1冊, 9～10年が1冊, 11～12年が1冊, 13～14年が1冊, 15年, 16年, 17年, 18年が各1冊。13～14年版167頁裏に「明治15年8月22日出版届文部省蔵版」の朱印, 15年版79頁裏に「明治16年2月5日出版届文部省蔵版」の朱印がある。16年版奥付に「明治17年2月12日出版届文部省蔵版」, 17年版奥付に「明治17年12月19日出版届文部省蔵版」とある。15年版には、定価金四十三銭の朱印が押され、一般にも頒布されていたと推定される。

25. 教部省布達全書 明治5-10 教部省 穴山篤太郎 356p 18.5cm <公

文 ヽ165-10〉

【明治5～10（布達 達）（編年）】

教部省が編纂した教部省布達，達の編年体法令集である。明治5年～10年の法令が1冊にまとめられている。巻首に，年単位にまとめられた標題の目録が付き，本文も年単位にまとめられて収録されている。

表紙見返しに「内務省許発兌」の朱印あり。奥付は，「印刷兼発売東京書肆穴山篤太郎 定価金壹円五拾銭」とある。

なお，国立公文書館の別の簿冊〈請求番号 ヽ165-10A〉は，明治5年～8年の法令がまとめられたものであるが，奥付は東京村上勘兵衛とある。

26. 工部省布達全書 明治4-15 工部省 3冊 20cm 〈法務図 B900 K9-1〉〈国図 CZ-411-05〉

【明治4～15（達）（編年）】

工部省が編纂した工部省布達，達の編年体法令集である。1号から3号まで刊行された。1号は明治4～7年（8年刊），2号は8年（9年刊），3号は9～15年（16年刊）を収録している。3号は『工部省達全書』と改題されている。各巻首に分類目録が付く。本文は，鉄道，鉱山，電気，工作，灯台，雑の6部に分類され，分類内は，年月日順，法令番号順に法令が配列されている。いずれにも奥付はないが，定価が付いているので，頒布されたものがあると推定される。

27. 司法省布達全書 明治4-17 司法省 須原鉄二 明治8-18 9冊 18.5cm 〈公文 327-347A〉〈国図 CZ-771-05〉

【明治4～18（布達 達）（編年）】

司法省編纂の司法省布達，達の編年体法令集である。明治4年から17年までが刊行されている。巻首に法令の番号と標題の目次があり，本文は法令の番号順に配列され，それぞれは法令の番号を見出しにして，次行に法令本文が続き，最後に年月日が付される。法令標題は付けられていない。

4～7年が1冊，和紙，袋綴，木版。8年以降は洋紙，活版。8，9年が各1冊，10～11年が1冊，12～13年が1冊，14，15年各1冊，16～17年が1冊。奥付があるのは8年までである。刊行年月は扉に印字されている。15年以降「司法省達全書」と改題。国立公文書館の18年の簿冊は，写本を補配したものである。

28. 開拓使布令録 明治2-10 開拓使編輯課 明治12-16 6冊 22cm 〈公文 318-395〉

【明治2-10（布達 達）（編年）】

開拓使編輯課が編纂刊行した開拓使の布達、達の編年体法令集である。明治2年から10年に至る間に発令された、開拓長官の府県布達、府県達、管内布達、管内達、達書、本支庁等該庁上官の本庁布達、本庁達、各係達等が収録されている。

各巻首に件名と月日の目録が付されている。本文は月日をおって掲載され第一、第二の整理番号が付けられている。法令番号があるものは整理番号の下に括弧で括られ記載されている。9年以降は、法令番号も整備され、法令番号順に掲載されるようになる。

2～4年編は15年刊、222p。5～6年編は16年刊、487p。7年編は14年刊、272p。8年編は14年刊、1,018p。9年編は13年刊、348+533p。10年編は12年刊、757p。

III. 総合法令集・単行法令集

29. 法例彙纂 太政官史官 明治8-10 10冊 19cm〈国図 CZ-3-01〉

【明治元-9（布告 布達 達 伺・指令）（事項）】

太政官史官編纂（明治10年は太政官記録掛編纂）による事項別法令集。明治8年に、民法之部第1篇（人事）、同第2篇（財産）が刊行された。9年に懲罰則之部、訴訟法之部、商法之部（当館未所蔵）も刊行。10年には、第3版民法之部（第1篇・第2篇合本）、第2版商法之部・訴訟法之部（合本）が刊行された。太政官刊と博聞社刊がある。

8年刊行の法例彙纂民法之部第1篇には、表紙見返しに「明治八年史官交付」の墨書があり、次頁に「史官之印」の朱印がある。この朱印は、印影から、明治8年12月7日史官第三科照会において、「史官諸科ニ於イテ印刷セシ書籍ニ踏スル印章ヲ定ム」（『法規分類大全』政体門三 詔勅式附御璽官印）とされた印章であることが知られる。照会本文に「…追々活版ニ改革シ候処、活版ノ儀ハ印刷容易ナルヲ以テ下方ニテ勝手ニ致翻刻候様ニテハ不都合ニ付、以来翻刻不差許分ニ限り左ノ印章ヲ每冊ニ押シ候上ニテ発売差許候方可然ト存候…」とあるように、これが押印されたものが官版であることがわかる。後年は「版權所有」の印に変わる。

東京博聞社から同一のものが刊行されているが、その間の事情は、8年6月17日可決の、6月12日付外史記録課稟申「法例彙纂民法商法訴訟法罰則ノ四部大即今致脱稿候…就テハ該書ノ儀各庁ハ無論人民ニ於テモ必要ノ書ニ可有之候条印書局へ下付官費ニテ印刷致シ各庁へハ一部ツツ下渡余ハ定価ニテ一般へ下相成候様致度因テ別冊相添仰高裁候也」（『太政官沿革志』二十七 記録局沿

革〈公文 2A 34-1 単1434〉から読み取れる。当時は、この法例彙纂に限らず各省の日誌、布達全書等も、官版を作り、それを各庁に配布し、余は「版權所有」の印を押して翻刻を防いだ上、定価を付して民間の書肆から頒布するということが通例であったようである。

博聞社刊は、「御用印行所 東京銀座四丁目 博聞本社」の奥付けがあり、裏表紙見返しに定価 1 円25銭から 2 円75銭の間の値段の朱印が押されている。明治 8 年民法之部第 2 篇（本体896頁，正誤 4 頁）には、奥付に定価 2 円15銭と印刷。太政官刊行と博聞社刊行のものが揃っている明治8年民法之部を比べると、太政官刊は、第 1 篇604頁，第 2 篇1,216頁であるのに対し、博聞社刊は、443頁，896頁と活字を詰め頁数を押さえている。正誤表も異なっている。

明治元年から、それぞれ刊行年の前年まで（7, 8, 9 年）の太政官布告、布達、達、各省の布達、達、伺・指令が収録されている。太政官への伺・指令が豊富に収録されているのが特長である。民法之部第 1 編例言に、「凡人民ト政府トノ間ニ生スル法ヲ国法トイヒ、人民相互ノ際ニ生スル法ヲ民法トイフ。国人ハ此両法ノ中ニ保護セラル。…從來本邦ニ民法ナシ。之ナキニ非ルナリ昭明ナラサルナリ。…諸法漸ニ次次ニツク。因テ布告布達指令ノ諸牒ヨリ其民法ニワタルモノヲ集メテコノ編ヲナス。…庶幾ハ国ノ民法是ヨリ其昭明ノ端ニツカンコトヲ」とあり、また「民法ニ刑罰アルヘカラス。コノ篇民法ヲ以テ目スト雖モ…往タニ罰則税則ニ亘ルモノアリ…其ノ全キヲ考証セントナラバ刑法罰則ノ諸篇ヲ見ルヘシ」とあること、訴訟法之部例言に「訴訟法ハ民法ト相終始ヲナス…宜ク民法ト相参照シテ看ルヘシ」とあることなどから、この編纂が、明治初年における民法関係の法令の集大成を図ったものであることが分かる。

30. 法規分類大全 第 1 編 内閣記録局 明治22.11-24.5 69冊 29.5cm 〈国図 CZ-3-12〉

【慶応 3 ~ 明治 20 (布告 布達 達 伺・指令 上申) (事項)】

内閣記録局が編纂刊行した、慶応 3 年10月から明治20年12月までに発令された法令の分類別総合法令集である。

「此書法令ノ原議議案ヲ具ヘ発令ノ事由ヲ明ニシ事ノ機密ニ渉ル者ノ外盡之ヲ載セ専ラ議政行政其局ニ当ル者ノ用ニ供スルノ目的タリ」「法令ノ加除改廃沿革ノ跡ハ必ス之ヲ詳記シ其闕文及事実ノ疑ハシキ類ハ博ク之ヲ探求シ或ハ主務ノ官庁ニ質シ或ハ当時其局ニ当リシモノニ問ヒ務メテ考摭ノ確実ナルヲ期スヘシ」(法規分類大全編纂例則。『記録局諸則沿革録』第二編第一収録(公文 2A 35-7 帳73))との編纂方針の下に『太政類典』『公文類聚』その他の公文を典拠に編纂されたもので、分類は「政体門」に始まり、「官職門」「宮廷門」「儀制門」「族爵門」「賞恤門」「文書門」「外交門」「租税門」「財政門」「兵

制門」「学制門」「衛生門」「警察門」「社寺門」「土地門」「運輸門」「民業門」「民法門」「訴訟門」「刑法門」「治罪門」の22門に分けられ、その下が大目小目に分けられている。門目によっては更に「細目」が設けられている。

「門目ノ序次概ネ事ノ軽重ニ依リ」（法規分類大全編纂例則）配列され、小目或いは「細目」内の法令の順序は年月日順である。本文の欄外上部頭注には、四角の枠に囲われた各法令の件名と、法令の改廃経過、参照事項が記載されている。

「宮廷門」「儀制門」「族爵門」「土地門」「民業門」「民法門」「訴訟門」の7門は未完であり、また「政体門」一・二、「治罪門」二は編纂は終了していたが刊行されていない。

各巻巻首に必ず目録がある。上から法令の種類及び番号、件名、年月日、頁が記載され、欄外上部に「細目」が記載されている。別に「総目録」も計画されていたが、これも未完になっている。

石井良助、林修三監修による復刻版『法規分類大全 第1-69巻』（原書房 1977.4-1981.9 22cm〈国図 CZ-3-15〉）がある。

31 例規類纂 前加巻, 1-4巻 内務省地理局 明治17 5冊 20cm〈公文 2A 34-1 単1469~1477〉

【明治元~15（布告 布達 達 指令 訓示 議定 指令 届 通知）（事項）】

「此編ハ明治元年ヨリ々十五年ニ至ルマテ土地ニ関スル一切ノ法例ヲ類纂シ局員日常処務ノ参拠ニ備フル」（前加巻例言）ことを目的に内務省地理局の尾台良作、渥美正功によって編輯された土地に関する法令の事項別法令集である。

布告、布達、達、訓示、議定、太政官の指令、各省の届並びに通知、参事院及び省局の回答、各省の指令並びに一府県に止まる訓示等が事項別に分類され収録されている。分類は前加巻の内務省職制章程等と第1章土地ノ区域名称から第59章旧開拓使北海道特別地制までに大別され、章の中は221款に細分されている。

本編刊行後、16年の法令を収録した第2編（20年刊）から20年の法令を収録した第6編（21年刊）まで各年分1冊ずつ6冊が刊行された。

復刻版は、『例規類纂』（橘書院 1981 10冊 21.5cm〈国図 CZ-454-10〉）、『明治初年地租改正基礎資料 補巻』（福島正夫、丹羽邦男編 有斐閣 1988 705p 22cm〈国図 AZ-366-E23〉）がある。なお、橘書院版は本編、2-6編全部の復刻。有斐閣版は抄録、翻刻版である。

32. 地租改正例規沿革撮要 大蔵省租税局 明治15 651p 19cm <公文 ヨ
345-124> <国図 YDM33177>

【明治元~14 (布告 布達 達) (事項)】

明治15年2月、大蔵卿松方正義から太政大臣三条実美に提出された、地租改正事業の経過をまとめた『地租改正報告書』の附録として、この『地租改正例規沿革撮要』が編纂された。

「地租改正ニ関スル諸例規ノ沿革ヲ詳ニセン為メ部門ヲ分テ之ヲ類集」したもので、地租改正に係わる明治元年から14年4月までの太政官布告、布達、達、各省寮局の布達、達等を19項454条に分類して収録している。「重要な事項ハ本局ノ内規ト雖トモ之ヲ挿入」している。

本書は法令の原文をそのまま載せず、適宜これを省略、要約した個所があり、また一法令の分類が複数にわたる場合、各条文を分類にあてはめ、分けて収録しているので、その法令の原形は他の法令集等で確認しなければならない場合がある。

翻刻版は『明治前期財政経済史料集成 第7巻』(大内兵衛 土屋喬雄編 改造社 1932 478p 23cm <国図 342.1-O939m>)がある。この改造社版の復刻版には『明治前期財政経済史料集成 第7巻』(明治文献資料刊行会 1963 478p 22cm <国図 342.1-O939m-m>), 『明治前期財政経済史料集成 第7巻』(原書房 1979 478p 22cm <国図 DG12-20>)がある。

33. 布令類聚 上・下 大蔵省 明治18.11 2冊 23cm <公文 2A 35-6
記1728-1729> <国図 YDM28848>

【明治2~15 (布達 達) (事項)】

明治2年7月の開拓使設置から、15年2月廃使に至る間の開拓使事業を記述した『開拓使事業報告』(大蔵省編 明治18 4冊 <公文 2A 35-6 記1723-1727> <国図 YDM28848>)の附録として刊行されたもの。

開拓使事業に係わる太政官達、開拓長官布達、達、本支庁達を、職制、地理、戸籍等17に類別、それを更に66に細分して、編年に収録している。一法令の分類が複数にわたる場合、本書では、法令の全文を主たる分類の所に収め、他の分類の所にも、抄録或いはその款目だけを載せているので注意が必要である。

復刻版は『開拓使事業報告 第6-7編』(札幌 北海道出版企画センター 1984-85 2冊 22cm <国図 AZ-1311-596>), 『明治前期産業発達史資料 第25 第1-6』(明治文献資料刊行会 1967 6冊 22cm <国図 602.1-M448 m>)がある。

34. 憲法類編 司法省明法寮 京都 村上勘兵衛・小川半七 明治6 28冊
23cm <国図 CZ-3-07>

【慶応3年10月～明治5年12月 (布告 布達 達 指令) (事項)】

「憲法類編緒言」によれば、司法省明法寮が「法官ノ査考ニ便ニス」る目的で編纂した事項別法令集である。慶応3年10月から明治5年12月までの太政官布告、布達、達並びに各省使寮司の布達、達及び伺・指令等を編纂したものである。内容は第1編国法部と第2編民法部に分かれ、国法部は、詔勅条例、官制、会計、租税、貨幣、国郡府県、郵駅津港、学制、祭典、教法、外国交際、兵制、刑法、治罪法、規制、褒賞賑恤、营造の17巻、民法部は、人事、財産、財産所有諸法、商法、雑則、訴訟法の6巻に分かれている。

23×15.5cm, 和紙, 袋綴, 木版の和装本である。

翌明治7年に、続編として『第二憲法類編』が刊行された。明治6年1月から12月の法令を本編と同じく第1編17巻, 第2編6巻に分けて編纂したものである。27冊, 23cm, 和紙, 袋綴, 木版。村上勘兵衛, 小川半七刊行。

35. 現行類聚法規 司法省 明治12-24 22.3cm <国図 CZ-3-03>

【慶応3年～明治10年 (布告 布達 達) (事項別)】

「類聚法規序」に「明治沿革, 顯現行」とあるように、現行の法令とその法令の改廃経過とを明らかにすることを目的に、司法卿大木喬任の命により司法省が編纂刊行した事項別法令集である。第1編から第12編まで刊行され、各編は、現行の太政官布告、布達、達、各省の布達、達を収録した本文と、それらの改廃経過を記した『沿革類聚法規目録』からなっている。法令は第一類皇室から第二十類外国交際まで20項目に分類されている。第1編 (明治12年刊, 沿革目録は、11年10月刊) は、慶応3年10月から明治10年12月までに発令された現行の法令を収録したもので、本文7冊, 沿革目録甲乙2冊からなっている。

以下12編まで毎年1回刊行され、前年の法令を第1編の分類項目に準じて収録している。続編 (12年刊) 本文2冊, 3編 (14年刊) 本文2冊, 4編 (15年刊) 本文3冊, 5編 (16年刊) 本文2冊, 6編 (17年刊) 本文2冊, 7編 (18年刊) 本文3冊, 8編 (19年刊) 本文3冊, 9編 (20年刊) 本文5冊, 10編 (21年刊) 本文3冊, 11編 (23年刊) 本文3冊, 12編 (24年刊) 本文3冊, 沿革目録が各年1冊である。

また、司法省は、慶応3年10月から明治13年12月までに廃止された法令を採録し、現行諸編の体裁に倣い『非現行類聚法規』として明治17年9月に刊行している。『現行類聚法規』『沿革類聚法規目録』『非現行類聚法規』の編纂は、明治10年代から20年代にかけて、太政官の『法令全書』編纂に先行して行われた法令の一大整理事業といえよう。

IV. その他の記録史料

36. 公文録 太政官記録課 4102冊 26.5cm <公文 2A 9 公>

【慶応4～明治18 (布告 布達 達 告示 指令) (編年)】

太政官が接受した「各庁ノ申牒, 奏請及垂問, 照議, 往復等ノ文書ヲ蒐録シ区分シテ編纂」し, 更に「凡該庁一奏議アル毎ニ其ノ関涉ノ書類ヲ併セ次ヲ逐テ発端ヨリ結局ニ至之ヲ一件トナス。每件可否採決ノ月日ヲ以テ順序ヲ立テ」(明治6年「編纂處務順序」)。『記録局諸則沿革録』記録課ノ部1収録(公文 2A 35-7 帳52-57), 毎年各官省別に編綴したものである。明治6年5月5日皇居炎上により諸公文原本を焼失したので, それ以前の『公文録』の記述は, 他の記録から写したものであるが, 爾後は太政官の原議の編綴である。即ち「各庁稟請及ヒ上申進達等総ヘテ施行或ハ供覧済ノ書類ヲ編次」(明治14年「記録課處務規程」)した, 政府の基本公文原簿である。法律, 政治, 経済, 文化等あらゆる分野における最も基本的な資料といえる。

各簿冊の最初に必ず件名目次が付されているが, これとは別に1年分毎にまとめた目次が, 『公文録索引』全45冊として編纂されている。この索引は国立公文書館によって影印本にされ, 『公文録目録-第1-第7』(国立公文書館1978.3-1983.12 7冊 27cm <国図CZ-4-11>)として公刊されている。

37. 太政類典 太政官記録課 911冊 26.5cm <公文 2A 9 太>

【慶応3～明治14 (布告 布達 達 伺・指令 届) (事項)】

太政官記録課, その後身である内閣記録局の編纂になる「太政官日記及日誌諸公文ヨリ典例条規ヲ採リ部門ヲ分ツテ類纂」した「政務ノ枢要ト命令ノ原由トヲ審密詳明ニ」することを目的とした資料である(明治6年「編纂處務順序」)。『太政類典』は『公文録』に先立って計画され, 6年制定の「太政類典小引」によれば, それまでに80余巻が編集されていた。しかし, 太社官庁災焼によりその大半を焼失した。本格的に編纂が開始されたのは明治6年, 諸記録焼失を機に太政官記録課に公文科, 類典科が設けられ(記録課課程), 『公文録』とあわせて編集されるようになってからである。双方ともに明治政府の政策決定課程を知る基本資料である。

第一類 制度, 官制, 官規。第二類 儀制, 外国交際。第三類 地方, 保民, 産業, 運漕。第四類 兵制, 学制, 教法。第五類 租税, 理財。第六類 民法, 訴訟, 刑律, 治罪まで6類19門に分類されており, 更に各門はいくつかの目に細分されている。別に雑部(明治7-15年), 外編(慶応4-明治11年)がある。

本文は, 版心に「太政類典」とある専用の十三行青色罫紙に, 年月日, 件

名、内容の順に墨書され、最後に出典が略語で記載されている。出典は「公文録」「太政官日誌」「行在所日誌」「東京城日誌」「鎮台日誌」「鎮将府日誌」「東巡日誌」「江城日誌」「宮中日誌」「日録」「官符原案」「布告全書」「諸省布達全書」「憲法類編」「辞令録」「職官表」「皇族家記」「華族家記」の18種の資料（「太政類典編纂例則」（明治14年11月9日）『記録局諸則沿革録』記録課之部2収録）が挙げられている。

各簿冊の最初に、必ず件名の目次が「件名索引」として付されているのは『公文録』と同じである。またこの索引は、国立公文書館によって影印本にされ、『太政類典目録 上・中・下』（国立公文書館 1974-1977 3冊〈国図 CZ-4-9〉）として公開されている。

38. 公文類聚 明治 15-18 内閣書記官局記録課 246冊 26.5cm〈公文 2A 11 類〉

【明治15～18（布告 布達 達 指令）（事項）】

『太政類典』は明治14年第5編をもって編纂を終了し、引き続いて名称を『公文類聚』と変更して、明治15年第6編から明治18年第9編まで編纂された。門目別に類纂する仕方は同じである。各簿冊の最初に「件名索引」が付されているのは『太政類典』と同じである。公開された索引はない。

なお、太政官制から内閣制への移行にともない、『公文録』の編纂も明治18年12月で終了し、明治19年1月からは、各年毎に法律、勅令等の原議（原書）を門目別に分類編綴し、名称も『公文類聚』（第10編～）として内閣記録局で編纂されている。この索引は、国立公文書館より『公文類聚目録』（国立公文書館 1985-1998 14冊〈国図 CZ-4-13〉）として、平成10年現在、昭和23年までの分が公開されている。

39. 布告布達原書 外史本課 19冊 26.5cm〈公文 2A 34-2 単1478-1797〉

【明治6～18（布告 布達）（編年）】

「考証検考」の用に供するため、外史本課（その後組織改正により、第一科、本局庶務掛、書記官局、内閣書記官局）において編綴維持されてきた、太政官布告決裁原書の写である。表題は原書となっているが決裁原書そのものではない。

明治6年から18年までが編綴されている。6～13年は太政官布告、14～16年は太政官布告、布達、17～18年は太政官布達、告示が編綴されている。10年には行在所布告、達の編綴もある。6年3～5月分を合綴した最初の簿冊は目録が付いているが、他に目録はない。

表紙は厚手白色用紙を用い、「明治六年三月起五月止 布告原書 外史本課」と表題が墨書されている。本文については、6年～8年6月までは太政官八行、十行朱色罫紙26.5×18.5cmを使用し、墨書。ただし、条例、規則等の大部なもので、別刷りされて担当庁から頒布されているもの、例えば、駅遞寮の改定郵便規則、大蔵省の蚕種取締規則、陸軍省の改定鎮台条例等は、墨書の布告文に添えて、その別冊の印刷物をそのまま合綴してある。8年7月～13年4月（第18号）は太政官十三行朱色罫紙26.5×18.5cm、墨書。13年4月（第19号）からは、法令の発令毎に印刷し、各庁府県に公布のため配布した「布告書」が編綴されている。ただし、大きさが26.5×18.5cmで、太政官罫紙と同じであるので（実際布告されたものは、より小版である）別刷りしたものと思われる。各布告の枠外右に「〇〇省何×号ニヨル」と朱書されている。また右下には校閲点検者のものと思われる捺印がみられる。

40. 達原書 外史本課 15冊 26.5cm <公文 2A 34-2 単1498～1512>
【明治6～18（達）（編年）】

外史本課（その後、第一科、本局庶務掛、書記局、内閣書記官局）によって編綴維持された、太政官達決裁原書の写である。明治6年3月から18年までの太政官達が編綴されている。上記『太政官布告布達原書』と、その編綴方法は同じである。ただし、目録の付いている簿冊はない。

6年3月は太政官十行罫紙を使用。6年4月～6月10日は太政官八行罫紙を使用。6年6月10日正院番外達から8年5月10日太政官第75号達までは、太政官十行罫紙を使用。8年5月10日太政官第76号達からは、太政官十三行罫紙を使用。墨書。13年4月～16年6月29日は、1～2例を除き、太政官十三行罫紙と同じ大きさの用紙（26.5×18.5cm）に印刷された達書を編綴、ただし、号外達は罫紙に墨書したものの編綴である。16年8月1日～18年は太政官十三行罫紙に墨書。達の別冊は官報附録を合綴している。

41. 太政官布達編冊 太政官 12冊 <最高裁図 明治文庫 0104～0115>
【慶応4～明治18（布告 布達 達）（編年）】

官報が創刊されるまでの明治太政官期の法令の公布は、触頭による各藩への伝達と高札による国民への掲示に始まったが、次第に文書の掲示に依る公布法が定式化（6年2月24日太政官第68号布告）され、法令は印刷されて中央官庁から直接各省庁府県に送達（6年10月15日太政官第348号布告）されるようになった。英米の slip law の如く、一法令毎に印刷され配布されるこれら法令の印刷物は、一般に「布告書」、「布達書」、「達書」と称される。本稿でも、一般に「布告書」、「布達書」、「達書」と言った場合はこの印刷物をさす。

この12冊からなる簿冊は長野始審裁判所が、送達された太政官の「布告書」, 「布達書」, 「達書」等を丹念に収集編綴保存してきたものである。一応慶応4年から明治18年までとなっているが、主要部分は10年から18年(11年は欠)までである。

これらの簿冊には、太政官布達以外のものが編綴されているので、若干の整理がここで必要になってくる。簿冊の一は、慶応4年から明治9年までの刑律、訴訟、大赦等に係わる太政官の布告、達と、司法省への伺とその指令の写(長野県十行罫紙使用、墨書)を合綴したものである。ただし、6年以降のなかには印刷された「達書」が若干含まれる。簿冊の二は、9年1~7月までの『太政官布告全書』の合綴。以下、三は10年「太政官布告書」、四は12年「太政官布告書」「太政官達書」、五は13年「太政官達書」、六は14年「太政官布達書」「太政官達書」、七は15年「太政官布告書」、八は13年「陸軍省達書」(但し後製本の背表紙は「太政官布達編冊八明治十六年」とある)、九は17年「太政官布達書」、十は17年「太政官達」、十一は18年「太政官布告書」、十二は18年「太政官布達書」「太政官達」の合綴である。

十、十二の「太政官達」は、『法令全書』創刊についての文書局稟議(17年12月23日)「客歳以来達、告示ノ二種ハ官報ニ掲載スルノ外、毎月分ヲ別ニ編纂印刷シテ諸官庁ニ配布セリ」の文にみられる「別ニ編纂印刷」したものの現物と推定される。

42. 布令便覧 1-50 内閣記録局 51冊 24.3cm <公文 2A 33-9 単1246-1301>

【明治18年12月31日現在(布告 布達 達 伺・指令 稟候 上申 照会)(事項)】

内閣記録局が『公文録』等とともに、内規に基き編纂を進めた法令資料で、法令の「検尋討索ノ用ニ応スルモノ」として、業務に資することを目的としている。19年に完成し供用に付されている(『内閣記録局第一回報告自明治十九年一月至十二月』<公文 2A 35-3 記881>)。

18年12月31日現在、現行の太政官布告、布達、達、諸官庁の布達、達を分類編纂したもので、各法令には、参考となる伺・指令、稟候、上申、照会、等が豊富に付されている。

分類は、第一類 制度、官制、官規。第二類 儀制、神祇、宮内、外交。第三類 地方、産業、運輸、警察。第四類 兵制、学制、宗教。第五類 租税、理財、訴訟。第六類 民法、治罪、刑律。以上6類別20大目に分け、大目を更に119小目に分けたものである。

法令の改正があるものは、条の行間に朱書で記入し、其の年月日番号を欄外

上部に朱書してある。

各巻首に分類の索引が付いている外に、全部をまとめた『布令便覧索引1-3』〈公文 2A 34-1 単1305-1307〉がある。

茶色表紙。目録、本文とも、版心に「布令便覧」と印刷された太政官十三行青色罫紙24.3×17.5cmを使用、墨書。別冊付きの大部な法令等は達書そのものが編綴されている時もある。

43. 左院書類 左院 1冊 26cm 〈公文 2A 34-9 記360〉

【明治4～6（達 伺・指令 届）（事項 編年）】

左院に関する太政官の達と、左院の運用手続き等、内規に係わる左院の伺、届を墨書した写しを編綴したもので、明治4年から6年のものが収録されている。「左院事務章程」、「左院職制」、「職務分掌」、「左院ノ式」、「左院議事手続」、「左院議事式例」、「建白書受付規則」、「課中議事ノ手続」などから、左院の議事、議案、命令、法律等を『日新真事誌』に掲載することを取決めた、議長後藤象二郎とブラック（John Reddie Black、貌刺届）との「定約ノ条例」までが収録されており、左院の実態解明の手懸りとなり得る簿冊である。

いわゆる青表紙文書、即ち「明治4年から12年にかけて、内史及び太政官書記官によって編纂・保管され、元来は一体の文書群であった」（『近代史科学の射程』中野目徹 弘文堂 2000.2）といわれる資料群の1冊で、青色の角裂が施された美しい簿冊である。青色厚手表紙26×18.5cmに、「左院書類」と墨書した題簽を左上に貼付している。始めに左院八行罫紙を用いた扉頁があり、そこには「辛未八月ヨリ御達書並伺届等書類 左院」と墨書されている。目録は付されず、「本院決議、要旨」をはじめとする本文から始まる。最初の頁の右上に「太政官記録局」「内閣記録局」の二つの角印が押されている。本文も左院八行罫紙を用い、墨書である。

当簿冊は青色表紙文書ではあるが、太政官書記官が、始めから編綴したものととは考え難い。扉頁、本文とも、左院八行罫紙が用いられ、扉書には「御達書」「左院」等の文言があることから推測すると、左院が編綴していたものを何らかの理由で青色表紙文書の一群に編入したと考える方が自然である。いずれにしろ、青色表紙文書のより一層の解明が待たれるところである。

44. 諸例規雜纂 参事院 1冊 26.5cm 〈公文 2A 34-3 単1632〉

【明治14～18（達 規程 内規 通牒 通達）（編年）】

参事院は、明治14年10月21日太政官第89号達により設置され、18年12月22日内閣制度創設により廃止された官庁で、「太政官ニ属シ内閣ノ命ニ依リ法律・規則ノ草定・参預スル所」（参事院章程）であり、「権力内部の統一をはかる権

力の核心」(『日本近代地方自治制と国家』山中永之佑 弘文堂 1999.3) と評されるところである。

『諸例規雜纂』は、14年10月から18年8月までの、主として参事院の内規を編綴した簿冊である。始めに年月日順の標題の目次があり、続いて本文が年月日順に記載されている。「参事院総会議則」,「公布布達式」,「布告按取扱文件」,「審理内規」,「内局分課庶務規程」,等30件が収録されている。参事院の組織と機能の解明に資する貴重な簿冊である。

表紙は薄茶厚紙,左上に「諸例規雜纂」と墨書した題簽を貼付。題簽の下部に「参事院内務部」の朱印がある。目次,本文とも参事院青色十三行罫紙26.5×19cm,墨書。

45. 官吏任務規例 参事院 1冊 26.5cm <公文 2A 34-3 単1633>

【明治2~18 (達 内規) (編年)】

明治2年1月から18年2月までの,官吏の任用,服務,懲罰等に係わる例規を編綴した簿冊である。他官省の達と参事院内規等が混在している。目録は付いていない。本文は任用,出張,免職,懲罰等それぞれの内容で集められているが,分類項目は立てられておらず,年月日順に並んでいるだけなので解り難い。

表紙は薄茶厚紙,左上に「官吏任務規例」と墨書した題簽貼付。題簽下部に「参事院内務部」の朱印がある。本文は,参事院青色十三行罫紙26.5×19cm,墨書。

46. 太政官御達書 元老院 5冊 26.5cm <公文 2A 34-4 単1847-1851>

【明治8~22 (達) (編年)】

太政官から元老院宛に発した,明治8年から22年までの達を合綴した簿冊である。全部で5冊あり,8年の1冊は即断できないが,他は,太政官達書原本が合綴されている非常に珍しい貴重なものである。

8年の簿冊は,表紙に黄厚手紙を用い,左上に「太政官御達書」と墨書した題簽を貼付。始めに目録が付されている。目録は,元老院十行罫紙に,件名と月日を墨書。本文は,太政官八行罫紙,十行罫紙(26.5×18.5cm)に墨書。ただし,太政大臣三条実美等の公印がない。

9年以降の各簿冊も,黄厚手表紙に「自(従)明治○年至同○年太政官御達書」と墨書した題簽貼付。本文は,太政官八行,十行(9年2月から),十三行(11年から)罫紙に墨書。太政大臣三条実美,右大臣岩倉具視,左大臣有栖川宮熾仁親王等の公印が押印されている。枠外右下に,月日を朱書,「元老院受付印」の朱印がある。11年からは枠外右上に「太政官書記官局(後,内閣書

記局) 令第〇号」の朱印があり、その下に「元老院受付印」がある。太政官罫紙の大きさは26.5×18.5cmで同じ。

47. 諸規則録 元老院庶務課 1冊 27.8cm <公文 2A 34-4 単1825>

【明治8～18 (部内回達 指令 規程 内規) (編年)】

元老院庶務課が合綴保存していた明治8年から17年の元老院の稟議書原議(決裁書原本)である。「議案取扱順序ノ件」「記録課事務制定」「本院登降時限ノ件」「雇写字生規則制定」など、主として元老院の内規に係わる決裁書原本が編年で合綴されている。各年の始めには、件名の目次がそれぞれ付されている。決裁印は議長, 副議長, 幹事, 課長, 書記官, 起案者までであるものから, 幹事, 課長止まりのものや, 書記官, 起案者だけのものなど起案内容によって様々である。

白厚手表紙に「諸規則録 自八年至十八年 庶務課」と墨書されている。原本, 目次とも元老院十三行罫紙27.8×19.5cmに墨書。

48. 院中規則 元老院会計課 1冊 27.8cm <公文 2A 34-4 単1829>

【明治8～21 (部内回達 指令 規程 内規) (編年)】

元老院会計課が合綴保存していた, 明治8年から22年までの会計課の内規に係わる元老院の稟議書原議(決裁書原本)と副本である。「会計課判任官事務分掌」など会計課起案のものは原本が合綴され, その他のものは副本が合綴されている。副本には決裁印に擬した朱書が付されている。目次はない。

白厚手表紙に「院中規則 明治八年ヨリ 会計課」と墨書。会計課の朱印あり。表紙見返しにも会計課の朱印あり。原本は, 元老院十三行罫紙27.8×19.5cmに墨書。

49. 明治七年地方官会議原本 上・下 地方官会議事務局 2冊 26.9cm
<公文 2A 33-9 単1171-1172>

【明治7 (布告 布達 達 指令) (編年)】

明治7年5月から12月に至る, 地方官会議の事務の記録原本である。上・下2冊の簿冊からなり, 上は7年5月から7月, 下は8月から12月までを記載している。本文は「5月2日勅諭, 議院憲法並規則ノ頒布」で始まり, 以下日を追って記載され, 達, 上申, 伺・指令等が収録されている。「同12日左院ヨリ英人貌刺屈今般議事新聞掲載願上申」などの記事もみられる。白表紙に「地方官会議原本」と墨書直書されている。本文は議院十行罫紙に墨書。印はなし。26.9×19.5cm。

50. **明治八年決裁録** 地方官会議事務局 2冊 27.6cm <公文 2A 33-9 単1174-1175>

【明治8年7,8月 (伺・指令) (編年)】

地方官会議御用掛, 内史本課起案の決裁原議の写を編綴した簿冊である。明治8年7月と8月の2冊あるが, それぞれ8丁で丁数は少ない。

白表紙に「決裁録 地方官会議事務局御用掛」と墨書されている。本文は太政官十三行罫紙, 墨書。印はない。

51. **明治八年第八月諸廻達留** 地方官会議事務局 1冊 27cm <公文 2A 33-9 単1176>

【明治8年8月 (回達) (編年)】

地方官会議事務局に回達された文書を編綴した簿冊。8月分1冊である。白表紙に「諸回達留 地方官会議事務局」と墨書。本文は太政官十三行罫紙, 墨書。印はない。

52. **外務省布達書** 外務省 3冊 26.5cm <公文 187-357>

【明治10~17 (達 伺・指令 通牒 書簡) (編年)】

明治10年から17年に至る外務省の達, 各府県並に在外領事の伺, それに対する外務省の指令, 通牒, 各国領事の書簡等の写しを外務省が編綴した簿冊。

白厚手表紙26.5×19.5cmに「外務省布達書附各府県並に在外領事等へ通知書」と墨書。本文は外務省十三行罫紙に墨書。

53. **内務省番外達** 内務省 2冊 25.5~27cm <公文 187-324>

【明治13~16 (番外達) (編年)】

法令の発令毎に印刷配布された, 明治13年から16年に至る内務省番外「達書」を編綴した簿冊。

13~14年は茶色厚手表紙25.5×18cmに「内務省番外達」と墨書。冒頭の13年1月6日番外達2件は, 内務省十三行罫紙に墨書。1件目右上部に「太政官記録局」「日本政府図書」の角印(朱)あり。3件目より活版刷「達書」の綴となる。和紙25.5×18cm。

15~16年は白厚手表紙27×19.3cmに「内務省号外達」と墨書。「達書」は和紙27×19.3cm, 活版刷。

54. **大蔵省布達** 大蔵省 9冊 <最裁図 明治文庫 0210-19>

【明治7~15 (布達 達) (編年)】

大蔵省が, 各庁府県に直接送達した「大蔵省布達書」と「大蔵省達書」を合

綴した簿冊。明治7年から15年まで1年分をそれぞれ1冊にして合綴してある。各簿冊の始めに手書の目録が付されている。

55. 大蔵省達・告示 大蔵省 2冊〈最裁図 明治文庫 0220-0221〉

【明治16~18 (達 告示) (編年)】

明治16年6月までは大蔵省「達書」、大蔵省「告示書」を合綴。16年7月からは文書局が「毎月分ヲ別ニ編纂印刷シテ諸官庁ニ配布」(17年12月23日文書局稟議)した「大蔵省達」「大蔵省告示」を合綴。各簿冊のはじめに手書の目録が付されている。

56. 大蔵省検査局類集諸規則附例 大蔵省検査局 21cm〈公文 187-372 合綴1冊〉

【明治9~11 (附例) (事項)】

明治9年10月から11年12月に至る大蔵省検査局の附例を編綴したもので、以下の9件62号が収録されている。

月俸規則附例第1-12号、旅費定則附例内国ノ部第1-26号、旅費定則附例外国ノ部第1-3号、旅費規則附例内国ノ部第1号、予算法附例費目ノ部第1-11号、勘定帳編製法附例第1-5号、県官任期附例第12号、弁当支給法附例第1-2号、徴兵入費概則附例第1号。

巻首に太政官八行罫紙に墨書した目録がある。白表紙21×15cm。附例本文は和紙、袋綴、活字印刷。目録に「太政官記録」の印。

57. 陸軍省布達 陸軍省 13冊 22cm〈公文 187-413〉

【明治7~13 (布達 達) (編年)】

法令の発令毎に印刷配布された陸軍省の「布達書」「達書」を編綴したもので明治7年から11年、13年が収集されている。13年を除いて各冊に目録が付されている。

白表紙22×16cm。7, 10, 11, 12, 13年「太政官記録」の印。8, 9年「正院記録」の印あり。目録は太政官八行青色罫紙に墨書。

58. 陸軍省達 陸軍省 18, 3, 26冊, 8冊〈公文 188-1, 188-2, 188-6, 188-7〉

【明治10~36 (達) (編年)】

陸軍省「達書」を編綴した簿冊である。年度が入り組んで編綴されているので、明治18年までを年順に、国立公文書館の請求番号で整理すると以下の様になる。

10年〈公文188-2〉, 12年〈公文188-2, 公文188-6〉, 14年〈公文188-6〉, 15年〈公文188-2〉, 16年〈公文188-1, 公文188-7〉, 17年〈公文188-1, 公文188-6〉, 18年〈公文188-6〉。

各簿冊とも白厚手表紙に墨書。各簿冊に「太政官記録局」の印あり。

59. 陸軍省諸條例及規則 陸軍省 2冊 20.5cm 〈公文 188-11〉

【明治4～8 (布告 布達 達) (事項)】

陸軍省の条例, 規則を編綴した簿冊。甲乙の2冊ある。甲には「陸軍省条例」「参謀局条例」「徴兵令同附録」「徴兵令参考」「徴兵令附録」「近衛編成」「改定近衛編成」「改訂近衛条例」, 乙には「大阪鎮西東北鎮台条例」「工兵方面条例」「教導團概則同附録」「陸軍敬礼式」「軍医部章程」「在外会計部大綱条例」「陸軍兵学寮概則」「砲兵方面並本支廠条例」が収録されている。

表紙左上題簽, 中央上に条例名列記を貼付。「左院蔵書」に消印。「史官之印」, 「太政官記録」の朱印あり。20.5×14.5cm。

60. 陸軍省諸條例 陸軍省 1冊 20.5cm 〈公文 188-10〉

【明治6～8 (布告 布達 達) (事項)】

上記と同じく陸軍省の諸条例を編綴した簿冊。「参謀局条例」「海軍軍医寮学舎規則」以下10条例が収録されている。殆どが上記甲乙の内容と重複している。

「太政官記録」「左院蔵書」「法制課」の朱印に消印あり。20.5×14.5cm

61. 陸軍省諸條例 司法省 2冊 13cm 〈法務函 B900 R1-6〉

【明治13年10月, 14年12月現在 (布告 布達 達) (事項)】

司法省類聚法規編纂係が編纂した陸軍省諸条例の法令集である。2冊あり, 1冊は明治13年10月現在の現行法109件, もう1冊は14年12月現在の現行法21件を収録している。かなり網羅的に収録されている。

13年現在は819丁, 14年現在は192丁。活字印刷。「司法省第六局」「類聚法規編纂係」の角印がある。

62. 陸軍戦時諸規則 陸軍省 16冊 18cm 〈公文188-9 合綴1冊〉

【明治18年1月現在 (規則) (事項)】

明治18年1月現在の「戦時砲兵部服務規則」「戦時工兵部服務規則」「戦時憲兵服務規則」「戦時病院服務規則」等16件の陸軍戦時諸服務規則が収録されている。

茶表紙18×11cm, 左上題簽貼付。本文は洋紙, 活版。印なし。

63. **海軍規則** 海軍省 1冊 23.6cm <公文 188-342>

【明治4 (布告 布達 達) (編年)】

海軍の服制と旗章に関する法令が合綴された簿冊である。以下の法令が収録されている。「海軍服制」(辛未5月3日)、「海軍旗章」(辛未10月)、「海軍服制」(辛未12月23日)、「海軍旗章」(辛未12月20日)、「兵部省官員服制海軍之部」(辛未12月20日)、「火薬運送規則」(辛未10月)

「青色表紙文書」の一簿冊。23.6×17cm。表紙中央に題籤貼付。墨書で「海軍規則」その下に収録法令名を列記。本文は八行の罫線で行分けされた木版刷、和紙23.6×17cm。「海軍旗章」(辛未10月)は22×17cmで若干小さい。

64. **文部省布達・達** 文部省 2冊 <最裁図 明治文庫 0290, 0292>

【明治6～14 (布達 達) (編年)】

明治6年から14年に至る文部省「布達書」「達書」を収集編綴した簿冊で6～11年と12～14年の2冊ある。

65. **文部省達・告示** 文部省 1冊 <最裁図 明治文庫 0293>

【明治15～18 (達 告示) (編年)】

明治15年から18年の文部省「達書」「告示書」を編綴した簿冊である。16年7月以降は、官報発行後毎月毎にまとめて別に印刷配布された達と告示が編綴されている。

66. **内外交渉法例類纂** 司法省 1冊 27cm <法務図 B900 S1-27>

【嘉永7～明治17 (条約 布告 布達 達 伺・指令) (事項)】

嘉永から明治初年に締結された条約と領事裁判に係わる法令を司法省が分類編纂した法令資料である。条約は嘉永7年から明治11年まで、法令は明治2年から17年までの太政官布告、布達、達、司法省達、照会、指令及び内訓が収録されている。巻首に分類別の件名目録が付されている。

分類は各国条約抜粋、訴訟手続、裁判権限、貸借、人事、身代限、訴訟入費、失踪後処分、譲り証書、訴訟用界紙、動産差押、代人、上告、呼出、会審、刑事、雑部の17に分けられている。

表紙左上に「内外交渉法例類纂 完」と墨書した題籤が貼付されている。目録、本文とも司法省十三行罫紙に墨書である。糸綴の和装本。

67. **憲章類纂 第1-2巻** 弾正台 2冊 26cm <法務図 B900 D3-1>

【慶応4～明治4 (布告 布達 達) (事項)】

弾正台は明治2年5月22日刑法官監察司に代わり設置され、4年に司法省の設置により廃止された。府藩県の監察機関である。

この『憲章類纂』は、弾正台に係わる法令を類聚編纂したもので、慶応4年から明治4年までを収録している。全2巻からなり第1巻は台職部、太政官、諸官省之部、府藩県部、第2巻は外国部に分けられている。各巻首に件名の目録がある。目録、本文とも弾正台八行罫紙26×16cmに墨書。

68. **工部省布達** 工部省 3冊 〈最裁図 明治文庫 0302~0304〉

【明治6~18 (布達 達) (編年)】

明治6年から18年に至る工部省「布達書」「達書」を編綴した簿冊である。明治6~10年、9~18年(表紙には6~13年)、11年~18年の3冊がある。16年7月以降は官報発行後月ごとにまとめられて別に印刷配布された「達」「告示」が編綴されている。

69. **農商務省達全書** 農商務省 4冊 26.5cm 〈公文 188-125〉

【明治14~18 (布達 達) (編年)】

法令の発令毎に印刷配布された明治14, 15, 17, 18年の農商務省「達書」を合綴した簿冊。但し17, 18年は太政官十三行罫紙に墨書した写。

太政官記録局(18年は内閣記録局)の朱印があり、記録局が合綴した簿冊であると推定される。達書は和紙、袋綴、活版、26.5×18.5cm。

70. **宮内省布達及達・告示** 宮内省 2冊 21cm 〈公文 187-336〉

【明治7~18 (達 告示) (編年)】

法令の発令毎に印刷配布された、宮内省「達書」「告示書」を編綴した簿冊。各年度の目録が付されている。15年は欠。別の簿冊〈公文187-351〉にあり。

白表紙21×15cm、目録は太政官八行青色罫紙に墨書、「太政官記録」の印がある。

71. **華族法例彙纂** 内閣記録局 1冊 26.2cm 〈公文 2A 34-1 単1397〉

【明治2~21 (布告 布達 達 往復照会 伺・指令) (事項)】

「本編ハ本局事務参考ノ資ニ供セン」(凡例)ため編纂されたもので、明治2年6月から21年3月に至る華族に係わる布告、布達、達、及び往復照会、伺指令、内規等の重要なものを悉く収録したものである。

始めに目次に該当する分類索引が付され、以下分類順に配列された本文へと続く。分類内の法令は年月日順に配列されている。本文中、柱立てになる各分類項目の次に、法令の沿革に関する詳細な「沿革略記」が付されている。ま

た、改廃のある法令本文の欄外上部に「改廃ノ由」が記されている。分類は、総記、願伺届、華族局、類別並族管聯長、華族家人、授爵、叙任、任官、勲章、待遇、朝拝参賀参拝、非常御近火扣所、酒饌下賜、天盃頂戴、下馬下乗、昇降、門鑑門規、服制通則、など50項目である。

茶色表紙26.2×18.7cm。表紙左上に「華族法例彙纂」と墨書した題簽貼付。凡例、索引、本文とも内閣十三行罫紙に墨書。丁数は記されないが索引16丁、本文281丁。凡例右上に「内閣記録局」の角印（朱）あり。

72. 華族須知 内閣記録局 明治20 1冊 26cm <公文 2A 34-1 単1393>

【明治2～20（布告 達 伺・指令 通牒 通知 上申）（事項）】

明治20年7月、内閣記録局によって編纂された、明治2年から20年の華族に関する法令の事項別法令集である。

分類は、総規、華族局職制、待遇、叙任、待遇、朝拝、服制、学事、戸籍、継嗣、願伺、営業、財産、懲戒、華族会館、令扶、雑款の17項目に分けられ、内容は太政官布告、達、宮内省達、式部職達、華族局達、各府県伺と宮内省指令、通牒、通知、照会、上申、願、等125件が収録されている。華族に係わる法令を集成した貴重な簿冊である。

始めに、分類別の標題の目録が付く。分類内は法令種別、標題、年月日が編年に配列されている。本文の配列も分類順で分類内は編年である。枠外上部に黒枠で囲われた標題が記され、その下の枠内に、年月日、法令番号が記載され、次行に法令本文が記載される。『法規分類大全』と同じ記載形式が用いられている。

表紙は白和紙。左上に「華族須知」と墨書された題簽が貼付されている。

目録は、内閣記録局十三行青色罫紙26×19cmに墨書。この罫紙は一行を四つに分ける横の罫線が引かれている目録専用のものである。本文は内閣十三行朱色罫紙26×19cm、墨書。18年9月5日宮内省達「華族女学校規則」は、版心に、「布令便覧」と印刷された太政官十三行青色罫紙22×15cmを用いている。

73. 開拓使布達 開拓使 5冊 21cm <公文 188-149 合綴5冊>

【明治7～13（布達 達）（編年）】

法令の発令とともに印刷配布された開拓使の全府県宛の「布達書」「達書」を合綴したもの。明治7年から13年まで5冊に合綴されている。

薄茶色表紙21×15cm。7、8、9年に「正院記録」の印があり、11、12、13年に「太政官記録」の印がある。

74. 開拓使布達 開拓使 3冊 22.8~24cm <公文 188-143>

【明治2~11 (布達 達) (編年)】

開拓使が本支庁、東京出張所、管内、特定県宛に発した達を編綴した簿冊。「明治2~9年」「8~10年」「10~11年」の3冊がある。

「2~9年」は白表紙22.8×15.5cm。太政官八行青色罫紙、墨書。「太政官記録」の印あり。「8~10年」は白表紙22.8×15.5cm。太政官八行青色罫紙、墨書。印なし。「10~11年」は白表紙24×17cm。開拓使十三行青色罫紙、墨書。印なし。

75. 内国勸業博覧会事務局布達 記録課 2冊 28cm <公文 188-208>

【明治13~14 (布達 達) (編年)】

法令の発令毎に印刷配布された明治13、14年の内国勸業博覧会事務局の「布達書」「達書」を編綴したものである。

13年の簿冊は、甲第1号布達から甲第3号布達、乙第1号達から乙第4号達を編綴。白厚手表紙26.5×18.8cmに「内国勸業博覧会事務局布達」と直接墨書。裏表紙に記録課と墨書がある。

14年の簿冊は、甲第4号布達、乙第5号達から乙第7号達を編綴。白厚手表紙28×19.5cmに「内国勸業博覧会事務局」とのみ墨書。

(まつむら みきこ 調査及び立法考査局法令議会資料課)